

<素案>

京都府人権教育・啓発推進計画 (第2次：改訂版)

～だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして～

2021年(令和3年)3月(予定)

京 都 府

知事あいさつ

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）

〔目標〕 人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

一人ひとりが(の)

- 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- 能力を發揮し、幸福を追求できること
- 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

社会における様々な人権問題

同和問題

女性

子ども

高齢者

障害のある人

外国人

ハンセン病・感染症・難病患者等

犯罪被害者等

さまざまな人権問題

社会情勢の変化等により顕在化している人権に関する課題

総合的かつ計画的な人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発とは、「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」

人権教育・啓発推進の基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園、学校（小学校・中学校・高等学校・大学等）、地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員・医療関係者、保健福祉関係者、消防職員・警察職員、公務員、メディア関係者等

指導者の養成

人権教育・啓発資料等の整備

効果的な手法による人権教育・啓発の実施

調査・研究成果の活用

相談機関相互の連携・充実

計画の推進体制

- 全庁的な推進本部を設置し、関係部局の連携により総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係の構築
- 市町村における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、企業、NPO等多様な主体の協働により計画を推進
- 毎年度、実施方針を定め、施策の実施状況を評価し、以後の施策に反映

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会による評価、施策の点検

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言※」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約※」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）※」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）※」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

1994年（平成6年）に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官※が設置され、2006年（平成18年）には、国連における「人権の主流化」（あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れのなかで、新たに国連人権理事会※が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年（平成6年）の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年※」（1995年（平成7年）から2004年（平成16年）まで）の取組により、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006年（平成18年）に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）※」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画※」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））に基づく取組が推進され、2015年（平成27年）からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））の取組、2020年（令和2年）からは、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととした第4フェーズ行動計画（2020年（令和2年）～2024年（令和6年））が進められています。

国連決議はさらに、第4フェーズ行動計画を「持続可能な開発目標」（SDGs）の目標4と7「2030年（令和12年）までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢

1 献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するため
2 に必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることを盛り込んで
3 います。

4 世界では人口増加が進み、更なるグローバル化の進展に加え、食糧問題、地球
5 環境問題などの深刻化が予想される中、国連においては2030年(令和12年)を目標
6 とする「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組が進められています。この取組は「誰一人取り残さない」という「包摂性」や、あらゆるステークホルダー
7 が役割を担うという「参画型」などを主要原則としており、京都府の未来を築く上においても重要な目標です。

8 なお、2011年（平成23年）には国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域に
9 おける国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導
10 原則」が承認され、指導原則として、『①人権を保護する国家の義務、②人権を
11 尊重する企業の責任、③救済へのアクセス』が規定されています。この指導原則
12 は、すべての国家とすべての企業に適用されることを考慮され、その規模、業種、
13 抱点、所有形態及び組織構成にかかわらず、多国籍企業、およびその他の企業を
14 含むとされて、社会的に弱い立場におかれ、排除されるリスクが高い集団や民族
15 に属する個人の権利とニーズ、その人たちが直面する課題や性別による差別の無
16 いように特に注意を払うことを求めています。

17 さらに、国連人権高等弁務官事務所は、世界的な「新型コロナウイルス感染症」
18 の影響を受け、この緊急事態のもと、世界的に人権が制約や制限を受ける事態が
19 生じる可能性があるとしています。この「重大な脅威」に対して、各国が緊急措
20 置をとることは、国際法でも認められていますが、私たちの「人権を実現する責
21 業を持つ」国や自治体が、逆に私たちの人権を制限する場面が出てくることも起
22 こりえるとし、その制限はリスクに見合い、必要なものであって、誰にでも同じ
23 ように適用され、制限の範囲や期間が明らかになり、制限の度合いはできるだけ
24 低いものでなければならないという国際的指針「COVID-19ガイダンス」を提言し
25 ています。

2 国内の動向

30 我が国においては、今まで、日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主
31 的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の
32 高揚を図る取組が推進されてきました。

33 一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約
34 を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年※」、「国際児童年※」、「国
35 際障害者年※」、「国際識字年※」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づ
36 いて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施
37 策が推進されてきました。

38 特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年(昭和40年)の
39 同和対策審議会の答申※に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同
40 和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3
41 月までの33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

1 また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女
2 共同参画社会※、ノーマライゼーション※あるいは共生社会※の実現などの理念
3 のもとに、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

4 しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の自由権規約委員会※をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等さまざまな人権問題
5 6 が存在すると指摘されているところです。

7 こうした中で、1995年(平成7年)12月に「人権教育のための国連10年」の取組
8 を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997
9 年(平成9年)7月には、国内行動計画が策定されました。

10 また、1996年(平成8年)12月に、「人権の擁護に関する施策を推進するための
11 法律（人権擁護施策推進法）※」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための
12 教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として
13 位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年(平
14 成11年)7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年(平成13年)5
15 月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答
16 申が出されました。

17 このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に
18 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」と
19 いう。）※」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第
20 5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責
21 務を有する」と規定されています。

22 その後、同法に基づき2002年(平成14年)3月に策定された「人権教育・啓発に
23 関する基本計画（以下「基本計画」という。）※」により、さまざまな人権問題
24 について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてき
25 ています。

26 近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、
27 障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法※」の改正
28 や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※」
29 の制定、「いじめ防止対策推進法※」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律
30 （子どもの貧困対策法）※」など、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や
31 枠組みの整備が進んできています。

32 2016年（平成28年）4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する
33 法律※」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組
34 の推進に関する法律※」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律※」のい
35 わゆる人権三法（※）が施行され、これら法律を踏まえ、教育現場・地域・職場
36 等での相談体制を整備・充実するとともに、府民の人権啓発・研修等への参加機
37 会の拡大を取り組んでいます。

38 また、2011年(平成23年)に発生した東日本大震災や2016年（平成28年）の熊本
39 地震、2018年（平成30年）に発生した大阪北部地震や相次ぐ台風・豪雨などの自然
40 災害を契機に、命の尊さ、人と人の絆の大切さが再認識されるとともに、ボ
41 ランティア活動などのかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。今後
42 も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した
43 人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

しかしながら、2020年（令和2年）に発生した新型コロナウイルス感染症に関する連絡では、医療従事者やエッセンシャルワーカー※、その家族等へのいわれなき差別や中傷事例等がインターネット上を含め次々と表面化している状況にあり、更なる取組が求められています。

3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況

京都府では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画※」を、2005年（平成17年）1月には、人権教育・啓発推進法に基づき「新京都府人権教育・啓発推進計画※」を策定し、知事を本部長とする推進本部のもと、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に積極的に取り組んできました。

「新京都府人権教育・啓発推進計画」策定後は、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、2005年（平成17年）5月に設置した外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において評価を得ること等により、施策の点検と計画のフォローアップを行っています。

こうした取組により、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるようになり、特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等の「人権に特に関係する職業従事者」に対する研修等を計画的に実施してきました。

また、府内の全市町村においても計画や指針が策定され、人権教育・啓発が施策体系の中にしっかりと位置付けられるようになるなど、内容、対象、実施主体の各面で広がりを見せてています。

2011年（平成23年）、2014年（平成26年）及び2020年（令和2年）に実施した『「新京都府人権教育・啓発推進計画』及び『同第2次計画』に関する府民調査（以下「府民調査」という。）』によると、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合が、2001年（平成13年）調査から大きく増加しているほか、人権問題別でも、「女性」「子ども」「高齢者」など、多くの項目で「人権が尊重されていると感じる人」の割合が増加するなど、府民の中に、人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがえます。（2020府民意識調査結果を反映する）

一方で、「京都府民一人ひとりの人権意識が高くなっている」と感じる人の割合が2001年（平成13年）調査からやや減少しているほか、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が、結婚の問題を中心に依然として存在していることがうかがえます。一方で、「京都府民一人ひとりの人権意識が高くなっている」と感じる人の割合が2001年（平成13年）調査からやや減少しているほか、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が、結婚の問題を中心に依然として存在していることがうかがえます。（2020府民意識調査結果を反映する）

また、「最近5年間に人権啓発に関する研修会等に参加した経験のある人」については人権意識の高さがうかがわれるものの、その割合は約15%に留まっており、（2020府民意識調査結果を反映する）

今後も引き続き、工夫を凝らして積極的に人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

こうした状況等も踏まえ、世界人権宣言採択の周年事業として、70周年に当たる2018年（平成30年）11月18日に、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局・京都人権啓発推進会議及び（公財）世界人権問題研究センター※の5者による「世界人権宣言70周年京都アピール」を発表しました。

このアピールは、2016年（平成28年）4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が施行され、いずれも国民はもとより、国や地方公共団体が取り組むべき責務を明らかにしました。

これらの人権問題の解決に向けた取組を積極的に進めることが必要となっています。

また、いわゆるLGBTなど、性的少数者への偏見や差別、不当な取扱いによる生きづらさの解消等も重要な課題となっています。

こうした様々な人権問題の状況等を踏まえ、私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と宣言した、世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、共に考え、そして力強く行動していくことが求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

京都府では、2019年（令和元年）10月に策定した府政運営の指針である「京都府総合計画」において、20年後に実現したい京都府の将来像として誰もが生き生きと暮らし、幸せを感じできる「人とコミュニティを大切にする共生の京都府」を掲げ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、子どもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を發揮し、参画することのできる社会づくりの実現に向けたさまざまな取組を推進しています。

2005年（平成17年）1月に、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」（1999年（平成11年）3月策定）を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

2011年（平成23年）及び2014年（平成26年）及び2020年（令和2年）に実施した府民調査結果からは、人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえますが、その一方で、同和地区出身者や外国人等に対する偏見や差別、配偶者等からの暴力、子どもや高齢者、障害のある人等への虐待などが依然として存在しています。

1 また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡
2 大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、
3 新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。

4 こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、京都府として人権教育・啓
5 発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針と
6 して、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定することとしました。

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

「京都府総合計画」に掲げた2040年の京都府社会の姿として、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人とコミュニティを大切にする共生の京都府」の実現に向けて、府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに、相談体制を充実していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

「人権という普遍的文化を構築すること」とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな地域社会を創っていくことであると考えています。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

○ 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様に他の人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会であることが必要です。

○ 一人ひとりが能力を發揮し、幸福を追求できること

人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利であり、一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要です。

○ 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、だれもがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現のために、人と人とがつながり支えあうことが必要です。

(2) 計画の性格

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

1 また、「京都府総合計画」においては、4年間の対応方向・具体方策として、
2 『府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに、相談体制を充
3 実します。』

4 (3) 計画期間

5 この計画の計画期間は2016年(平成28年)1月から2026年(平成38年)3月まで
6 とします。

7 2020年(令和2年)に今般の社会情勢の変化により、計画の見直しを行なった
8 ところであるが、今後も必要に応じて計画の見直し隨時行うものとします。

9 (4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について

10 国連の「人権教育のための世界計画」の行動計画においては、人権教育の定義
11 について「人権という普遍的文化を構築するために行なうあらゆる学習、教育、研
12 修及び情報に関する取組」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同
13 様の意味として用いています。

14 一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部
15 分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体
16 に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合
17 があります。

18 その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を
19 いい、人権啓発とは、「府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する
20 府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除
21 く。）」をいいます。

22

3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

23 この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、
24 次の基本方針に基づいて推進します。

25 ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

26 だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけ
27 くことができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を
28 尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進し
29 ます。

30 また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差
31 別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切に
32 することと同じく、他人も大切にできるよう、一人ひとりを大切に
33 した取組を推進します。

34 ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

35 一人ひとりの人権を守るためにには、人と人がつながり支え合うことが大
36 きであり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、い
37 うして、共生社会の実現に向けた人権教育・啓発を実現します。

1 きいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進し
2 ます。

3 また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していく
4 ことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持
5 った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

6 7 ③ 生涯学習としての人権教育・啓発

8 9 人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための
10 学習環境や学習機会等を整えることでもあります。府民が、それぞれの状況に
11 応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよ
12 う、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあ
13 らゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

14 15 ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

16 17 人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深
18 くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、
19 地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付
20 けることができるよう取組を推進します。

21 また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知
22 恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで
23 当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、
24 人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

25 26 第3章 人権問題の現状等と取組の方向

27 人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係において
28 も尊重されるべきものです。

29 しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害さ
30 れる場合があり、具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、
31 障害等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があ
32 ります。

33 我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、
34 人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げ
35 るような人権問題が存在しています。

36 このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

37 人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課

題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるよう
にするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン（誰もが使いやすい設計）※の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、人権教育を推進しています。

今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取組を推進している各問題に加え、「さまざまな人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、感染が判明した人（感染が疑われた人を含む。）やその家族、治療に当たる医療関係者等に対する誹謗中傷や心ない書き込み、営業自粛要請等に従わない事業所等への行き過ぎた非難が、インターネット上で見られる状況等があることから、京都府では、今後のwithコロナ社会（新型コロナウイルスと共存・共生する社会）を見据え、国に対して、法による対応も含め、実効性のある対策等を求めるとともに、人権教育・啓発推進法をはじめ、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消法など、いわゆる人権三法を踏まえた、教育現場・地域・職場等での相談体制を整備・充実するとともに、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大に取り組み、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現を目指します。

1 同和問題

2 【現状と課題】

3 1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって
4 保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早
5 急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しま
6 した。

7 京都府としても、同和問題の早期解決を府政の重点課題と位置付け、1969年(昭
8 和44年)の「同和対策事業特別措置法※」の施行以来、国や市町村との連携を図
9 る中で、特別法による対策事業を実施してきました。

10 こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な
11 基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、さまざまな面
12 で大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況
13 となりました。

14 2002年(平成14年)3月の特別法による対策事業終了後の取組については、環境
15 改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよ
16 う留意し、地域改善対策協議会の意見具申(1996年(平成8年))が示した基本認識
17 のもと、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進めてきました。

19 近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現
20 状にあることから、課題解決に向けては、より地域のニーズを踏まえて現行制度
21 を的確に運用した取組が必要となっています。

22 国においては、2016年(平成28年)12月に、「部落差別の解消の推進に関する
23 法律」が施行され、部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共
24 団体の責務として規定されるとともに、相談体制の充実と教育及び啓発の実施を
25 図るよう努めるものと規定されています。

26 併せて、同法第6条に基づき実施された部落差別の実態に関する調査の結果を見
27 ると、部落差別の現状について的一般国民に対する意識調査において、「部落
28 差別はいまだにある」という回答が、回答者の約半数との結果からも、依然として部落
29 差別は人権課題の重要な一類型であり、引き続き粘り強く適切に対応する
30 必要があるとされています。

31 京都府においては、部落差別解消法第4条に規定されている市町村における相
32 談体制の充実に向けて、「隣保館における相談機能の充実に向けたモデル事業(頼
33 れる隣保館づくり)」を2018年度(平成30年度)及び2019年度(令和元年度)に
34 実施し、2020年度(令和2年度)からは、本モデル事業を受けて、隣保館の実情
35 に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走型支援を実施しています。
36

37 また、2018年(平成30年)3月には、啓発冊子「同和問題と人権」を発行し、
38 人権啓発・研修等の教材として活用されています。

39 こうした中で、京都府において実施した2011年度(平成23年度)、2014年度(平
40 成26年度)及び2020年度(令和2年度)における府民調査の結果を見ると、「現在
41 において部落差別(同和問題)が存在する」いう回答が . % (2020年度(令
42 和2年度)府民調査)あり、結婚にかかる問題や、住宅購入にあたって同和地区
43 への忌避意識などは減少傾向にあるものの依然として存在していることがう

かがわることから、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件や土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書き込みなどで顕在化しているものと考えられます。

こうしたことから、今後とも、同和問題の早期解決に向けて引き続き粘り強く取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発、相談体制の充実や同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組をさらに進めていくことが重要です。

【取組の方向】

(人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進)

同和問題の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

また、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援していきます。

(現行制度の的確な運用と隣保館の活用による取組の推進)

今後とも、地域改善対策協議会※の意見具申(1996年(平成8年))が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して引き続き現行制度を的確に運用して取組を進めます。

また、同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担い、社会福祉施設として位置付けられている隣保館が、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、幅広く活用されることが重要です。そのためには、隣保館の設置主体である市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて各地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取組を推進します。

女性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

1 女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダー・ギャップ指数は、2019年
2 (令和元年)の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は149か国中110位であり、諸外国とくらべて低い結果となっています。

3 配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2018年(平成30年)の京都府の調査では、36.8%（男性32.4%、女性41.2%）の人が「配偶者から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、26.1%（男性20.9%、女性30.9%）が「交際相手から暴力的行為を受けたことがある」と回答しています。京都府配偶者暴力相談支援センター（京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター）におけるドメスティック・バイオレンス（DV）相談件数は、2019年度(令和元年度) 9,563件であり、さらにコロナ禍において増加傾向にあります。

4 また、2019年(令和元年)中のストーカー事案認知数は776件であり、被害者の約9割は女性となっています。

5 セクシュアル・ハラスメント※については、京都労働局における相談件数が
6 2017年度(平成29年度)は203件となっています。また、マタニティ・ハラスメントについて
7 は、日本労働組合総連合会が2017年(平成29年)に実施したマタニティ・ハラスメントの調査で、21.4%が「職場でハラスメントを受けた・見聞きしたことがある」と回答しています。

8 職場のパワー・ハラスメントについては、2016年度(平成28年度)に厚生労働省が実施した調査によると、過去3年間にパワー・ハラスメントを受けたことがあると回答した人は32.5%であり、都道府県労働局における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も2018年度(平成30年度)には8万件を超えていました。京都労働局の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数に関しても、2018年度(平成30年度)は前年度から152件増加(8.9%増)で過去最高の相談件数となり、対策は喫緊の課題となっています。

9 このような状況の中、2019年(令和元年)第198回通常国会において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（「労働施策総合推進法」）が2020年(令和2年)6月（中小事業主については2022年(令和4年)4月）から施行され、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。

10 併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図されました。

38 【取組の方向】

39 (男女共同参画施策の推進)

40 「京都府男女共同参画推進条例※」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会のさまざまな分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。

41 (女性の活躍支援)

1 子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の人などのニーズに応じ、京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいて、就業と保育のワンストップ支援を行います。

2 経済団体等と連携した「輝く女性応援京都会議」のもと、積極的な女性の人材
3 発掘・能力開発・登用等の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、起業・創
4 業支援等、女性の活躍のさらなる加速化に取り組むとともに、女性の船事業等
5 による地域の女性リーダーの育成やプラットフォーム（活動の基盤）づくりにより、
6 地域で女性が活躍できる環境を整備します。

7 (女性に対するあらゆる暴力の根絶)

8 ドメスティック・バイオレンス（DV）については、その根絶に向けて、配偶者
9 暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発
10 から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援に取り組みます。交際中の男女の暴力（デートDV）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進します。

11 また、ストーカー行為※（つきまとい等を反復してすること）やリベンジポルノ（元交際相手等への嫌がらせ）等の根絶に向けて、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケア等の適切な支援に努めます。

12 性暴力被害者に対しては、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター
13 （京都SARA）※」を通じて行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害直後から総合的な支援を提供し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

14 また、DVやストーカー等の加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどに取り組みます。

15 (ハラスメント対策)

16 府内企業の経営者や管理職や人事担当者等に対してセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※、パワー・ハラスメント対策の研修を行うなど、労働法令の周知及び人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。

32 子ども

33 【現状と課題】

34 近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

35 また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

36 子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者等による身体的・性的・心理的虐待、ネグレクトに係る京都府の児童相談所への相談件数は2019年度（令和元年度）には2,547件となっており、近年急増しています。

37 いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴って、SNS※でのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じ

1 るとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。また、不登校の子どもの
2 数は、減少傾向だったものが、近年増加傾向を示しています。

3 インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにか
4 かわる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる
5 事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

6 1951年(昭和26年)の「児童憲章※」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの
7 権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権
8などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識され
9 ていません。

10 そうした中で、子どもの貧困率は2018年(平成30年)時点で13.5%と大きな改善
11 は見られず、依然として子どもの7人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の
12 世帯で暮らしている状況です。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立
13 ち、社会全体で子どもの育つ環境を整備することが必要です。

16 【取組の方向】

17 (育成環境の整備)

18 「京都府子ども・子育て応援プラン」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重
19 され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長し
20 ていける環境づくりを推進します。

21 また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の
22 充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が發揮できる
23 機会の充実に努めます。

25 (子どもへの虐待の防止)

26 子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心
27 理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮
28 らすための取組を推進します。

29 子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因の一つである
30 ことから、PTA、自治会やNPO※など地域社会全体で子育て家庭を支援するシス
31 テムの構築を目指します。

33 (いじめ、暴力行為、体罰等への対策)

34 いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組み
35 ます。いじめについては、京都府いじめ防止基本方針※に基づいた具体的な取組
36 を推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制
37 を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

38 また、インターネットやSNSでのいじめについては、「ネットいじめ通報サイ
39 ト」の開設、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールを
40 引き続き行います。

41 暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの
42 個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取組を推進します。

43 体罰については、根絶に向けた教職員への研修の深化を図ります。

1 (不登校の子どもへの支援)

2 スクールカウンセラー等の配置を進めて学校の教育相談機能の充実を図ると
3 ともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、総合教育
4 センターにおける電話・来所・巡回などの教育相談の充実を図ります。

5 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する
6 法律」を踏まえ、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどの関
7 係機関と学校が連携した学習機会提供の取組や、宿泊を共にする様々な集団活
8 動・自然体験を行う取組を推進します。

9

10 (児童ポルノ対策)

11 児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、「児童買春、児童ポル
12 ノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律※」及び「京都
13 府青少年の健全な育成に関する条例※」に基づき、関係機関と連携し、個々のケ
14 ースに応じた支援を実施します。

15

16 (子どもの貧困対策)

17 「京都府子どもの貧困対策推進計画※」に基づき、すべての子どもが生まれ育
18 つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくける社会
19 の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステー
20 ジに応じた子どもへの支援をはじめとした総合的な取組を進めます。

21

22 (啓発等の推進)

23 子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、
24 子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう²⁵
啓発を推進します。

26

高齢者

27

28 【現状と課題】

29 いわゆる「団塊の世代」が65歳を超える年齢を迎えたこともあり、府民の総
30 人口に占める65歳以上の割合は、2019年(平成31年)3月末現在で28.8%と高齢化
31 が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加してい
32 ます。

33 また、介護を必要とする高齢者の割合は、2019年(平成31年)3月末現在で
34 20.6%となっていますが、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、
35 身体拘束等により、人権が侵害されるといった問題も発生しています。

36 一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲の
37 ある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事
38 象も発生しています。

39 このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによ
40 りいきいきと暮らしていく社会をつくっていくことが求められています。

41

42 【取組の方向】

43 (計画に基づく施策の推進)

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕※」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

また、市町村高齢者健康福祉計画（介護保険事業計画を含む）の推進を広域的視点から支援します。

(権利擁護)

虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護及び養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター※」において、専門職チームの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援します。

(介護者支援)

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

(社会参加)

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の支え手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援します。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいづくりの機会の充実を図ります。

(福祉のまちづくり)

障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例※」に基づき、社会環境の整備を進めます。

また、京都府高齢者情報相談センターにおける法律上も含めたさまざまな相談の対応や高齢者の人権についての啓発に取り組みます。

障害のある人

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」が改正され、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他

1 にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者
2 虐待防止法）※」などさまざまな法整備が行われています。

3 これらの法制度の状況等を踏まえ、京都府では、「京都府障害のある人もない
4 人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例※」を制定（2015年（平
5 成27年）4月1日施行）し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止（府、事業者
6 とも禁止）や社会的障壁の除去のための合理的な配慮（府は義務、事業者は努力
7 義務）の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、
8 共生社会の実現を目指しています。

9 障害のある人等に対する理解については、特に精神障害のある人や難病※患者
10 等は、障害の特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促
11 進を図ることが必要となっています。

12 府内企業の障害者雇用率については、2019年（令和元年）6月1日現在で
13 2.23%と法定雇用率の2.2%を上回っていますが、令和3年4月までに法定雇用
14 率が2.3%に引き上げられることから、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

15 また、障害のある人に対する虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性
16 的虐待、経済的虐待）も発生（2018年度（平成30年度）の府内での発生件数は、障
17 害者福祉施設従事者等からの虐待が18件、養護者からの虐待が36件）しているこ
18 とから、引き続き虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援が重要とな
19 っています。

20 【取組の方向】

21 (共生社会の実現に向けた取組)

22 障害のある人の「完全参加と平等※」を実現するため、障害のある人もない人
23 も共に生活できるための環境整備を推進します。

24 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会
25 づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある
26 人とない人が支え合う社会づくり条例」や「京都府障害者基本計画※」に基づ
27 いて、障害のある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、
28 文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取組
29 を推進します。

30 (権利擁護)

31 虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行
32 うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職チー
33 ムの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通
34 報窓口である市町村の取組を支援します。

35 (介護者支援)

36 家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域
37 支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

38 (社会参加)

1 障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくりや、障
2 害者スポーツの普及・振興、文化芸術活動・及び農業と福祉の連携による社会参
3 加を促進します。

4 働く意欲のある障害のある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と
5 拡大を図るとともに、障害特性に応じた支援や就業力強化の取組を推進します。

6 障害のある子どもたちに対しては自立と社会参加が果たせるように、学校における
7 就修学支援、就職支援を図り、就職率の向上に取り組みます。

8 また、地域生活を営む上で重要な住宅の確保について、府営住宅の特定目的優
9 先入居制度の運用やグループホームの整備支援をさらに進めるなど、障害のある
10 人の意見等を聞きながら取り組んでいきます。

11 (福祉のまちづくり)

12 「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮ら
13 せる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を考慮しながら、障害のある
14 人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり
15 条例」に基づき、社会環境の整備を進めます。

16 (正しい知識の普及・啓発)

17 障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から
18 生じる人権侵害の防止に取り組みます。

19 (障害者雇用)

20 京都ジョブパーク内に「京都障害者雇用企業サポートセンター」を設置し、障
21 害のある方に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度に関する提案やアドバ
22 イス等を総合的に行ってています。障害のある方の更なる雇用の拡大及び障害のある
23 方自身の支援をする「はあとふるコーナー」と協働して職場定着を促進してい
24 ます。

25 また、障害のある方を積極的に雇用している企業を「京都府障害者雇用推進企
26 業（京都はあとふる企業）」として認証し、障害のある方の雇用が進むよう、取
27 り組んでいます。

32 外国人

33 【現状と課題】

34 京都府内の外国籍府民※は増加が続いており、2019年（令和元年）末で64,070
35 人と府人口の約2.5%を占め、国籍別では、歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が
36 多く、次いで、中国、ベトナム、フィリピン、アメリカ、ネパール、インドネシア、
37 タイなどとなっています。

38 また、外国につながりを持つ国籍や文化、習慣などさまざまな背景のある子どもや保護者が増え、日本語教育や母語・母国文化教育の充実、外国語で受診可能な医療機関の整備など、共に暮らしていくための教育・生活支援がますます必要となっています。

39 京都府では（公財）京都府国際センター※を中心に、災害時の支援体制構築に
40 取り組むとともに、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支
41 42 43

援等を行い、国際理解の促進や、外国籍府民と共に暮らす地域づくりの取組を推進しています。また、学校においては、「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定め、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に暮らしていくこうとする資質や能力を育成するとともに、外国籍児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進しています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じていることから、2016年（平成28年）に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の実施が国及び地方公共団体の責務とされました。京都府では、同法の施行を受け、2017年（平成29年）に啓発パンフレット「ヘイトスピーチと人権」の発行や「人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキュー隊）」を設置するとともに、2018年（平成30年）に、施設の管理者が使用制限を実施する場合の要件や手続等を明らかにした「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を取りまとめました。さらに、市町村にも同様のガイドラインの取りまとめを働きかけ、2020年（令和2年）には全市町村でガイドラインが導入されました。

ヘイトスピーチは、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないということ、広く府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりかねないことから、引き続き啓発を行い人権意識を広めていく必要があります。

【取組の方向】

（多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進）

京都府では、（公財）京都府国際センターをはじめ、府内市町村、国際化協会と連携・協働して、多国籍の府民等をサポートしている個人や団体への支援に取り組むとともに、多文化共生社会の実現に向けさまざまな機会を通じて府民啓発の取組を推進します。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するようなヘイトスピーチは許されないという人権意識や、外国籍府民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るために、国や市町村等と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

加えて、外国人労働者が増加していることから「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」を創設し、研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能者

等の外国人、留学生等が安心して活動し暮らせるための受入体制を構築し、海外ネットワークを生かした人材確保から、インターナショナルスクールの誘致や居住環境面の相談、地域の多文化共生まで、オール京都でサポートします。

(施策への意見等の反映)

外国籍府民等が地域の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、京都の活性化や国際化の大きな力となるため、外国籍府民共生施策懇談会をはじめ各種懇談会等への参加機会の拡大を図り、その意見等の反映に努めます。

(外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援)

(公財) 京都府国際センター、市町村、国際化協会やNPO団体と協働して、外国籍府民等に関する災害時支援体制の構築のほか、「京都府外国人住民総合相談窓口」での外国籍府民等への生活情報の提供や生活相談、「地域における日本語教育推進プラン」に基づく日本語教育の取組の推進などを行います。

また、外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援など、府民の国際理解の促進、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための取組を推進します。

学校においては、外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき、個々の状況に応じた指導や支援を積極的に進め、日本の生活習慣や学校生活に適応できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな習得を図るための日本語指導に努めます。

また、外国につながりを持つ子どもについても、個々の状況を踏まえたきめ細かな配慮に努めます。

ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染症・難病患者等

【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しており、今後も引き続き取り組むこととしています。

特に、ハンセン病※やエイズ・HIV感染症※、難病については、次のような現状や課題があります。

(ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年(平成13年)に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年(平成8年)に廃止された後も、2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

1 また、2009年(平成21年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定めされました。

2 さらに、2019年（令和元年）には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病患者のご家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに国が責任をもって対応するとともに、国が対象となる元患者家族の方々に補償金を支給することとされました。

10 (エイズ・（HIV感染症）)

11 新規エイズ患者・HIV※感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず20代・30代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

12 世界保健機関（WHO）※では、毎年12月1日を「世界エイズデー※」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府もこれに呼応して、12月を「京都府エイズ予防月間」として集中的に普及啓発に取り組んでいます。

13 また、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策にかかわる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいます。

24 (難病)

25 難病は、種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

26 障害者総合支援法（2013年（平成25年）4月施行）では、障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が2015年（平成27年）1月に施行されました。

27 難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

36 【取組の方向】

37 (ハンセン病についての啓発の推進)

38 ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

41 (エイズ・（HIV感染症）についての啓発の推進)

42 HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

偏見や差別の解消や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

(難病についての啓発の推進)

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

京都府では、2004年(平成16年)に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、さらに、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行うことを目的として、2008年(平成20年)1月30日に「京都府犯罪被害者サポートチーム」を立ち上げました。

また、2014年(平成26年)4月には、府内全市町村で犯罪被害者等支援条例※が施行され、各市町村での支援制度は確立されましたが、さらなる支援制度の充実や府民への周知が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

【取組の方向】

(犯罪等発生直後の支援活動の充実)

犯罪等が発生した直後の病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、傷害等による身体的な被害等に係る診断書料等の公的負担制度の充実、一時避難場所等の確保及びカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援の充実を図ります。

(初期から中・長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制の確立)

京都府、京都府警察、京都市、関係行政機関・関係団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会※」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力して途切れのない被害者支援活動を展開します。

「京都府犯罪被害者サポートチーム」では、犯罪被害者等が少しでも早く平穏な日常生活が送れるよう心情に配意しながら、総合的な支援を行うとともに、初期の段階で警察等と連携を図り、市町村を含めた相談窓口の充実強化を進め、犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化を図ります。

(民間支援団体への支援及び連携した取組)

(公社) 京都犯罪被害者支援センター※が行う相談業務や直接的支援等の活動をサポートするとともに、民間支援団体等との連携による取組を進めます。

行政、警察、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）」において、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

(犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発)

市町村や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日まで）等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、府民理解の促進を図ります。

さまざまな人権問題

ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

なお、ホームレスに至る原因是さまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなつた人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、府民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

京都府では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「ホームレス特措法」という。）※」に基づき、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法※」が2015年(平成27年)4月から施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度の実施主体である府内各市（福祉事務所設置自治体）と連携を図りながら、自立支援を推進します。

性的指向・性自認

LGBT等の性的少数者の方たちは、社会生活のさまざまな場面で偏見や差別などに直面しており、またそうした対象になることを恐れて周囲に自分の性のあり方を打ち明けることができないなどの生きづらさを感じる方が一定数存在します。

こうした中、国においては2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律※」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。(2008年(平成20年)に改正法が成立し、要件が緩和)また、学校に対しては、性同一性障害などの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

京都府においては、これまででも教育・啓発、相談体制の充実に取り組んでおり、2016年(平成28年)からLGBTをテーマに新聞、ラジオ、啓発冊子及び各種研修会において、府民の理解と認識が広がるよう取組を進めてきました。

また、2017年(平成29年)に、京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議において、「性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会」を設置し、当事者や学識経験者、企業から御意見をお伺いしながら、当事者の困難の状況や可能な取組を進めています。

さらに、「人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキューチーム)」にて、府民からの相談を弁護士が司法的救済面から対応しています。

引き続き、多様な性に対する府民の理解を深め、性的指向や性自認等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていくよう理解と認識を広げるための教育・啓発、相談体制の充実を推進します。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっていますが、国においてハローワーク等を通じた総合的就労対策が行われているほか、京都府においても自立就労サポート支援を行っています。

こうした取組と併せ、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発を推進する必要があります。

アイヌの人々、婚外子、識字問題

2019年(平成31年)「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。この法律は、1997年(平成9年)のアイヌ文化振興法の福祉政策や文化振興に加えて、「先住民族であるアイヌの人々」と明記した上で、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現のために地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進することが目的です。

京都府では、京都ヒューマンフェスタでの展示や新聞連載啓発「人権口コミ情報」「アイヌ新法—アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現のために—」をテーマ

1 にした記事を掲載し、アイヌの人々の民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌ
2 の伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努めています。

3 婚外子（嫡出でない子）については、民法や戸籍法施行規則の改正により、
4 戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子で
5 あることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要
6 があります。

7 京都府内には、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あ
8 るいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかつた人々に関する
9 識字問題があります。京都府としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と
10 位置づけ、1990年(平成2年)の「国際識字年」や、2003年(平成15年)からの「国
11 際識字の10年」を通して、取組を推進してきており、国の動向も踏まえ、この問
12 題の解決に向け、各人権問題の状況に応じて取組を推進します。

14 北朝鮮当局による拉致問題等

15 北朝鮮当局による拉致問題については、2002年(平成14年)9月17日に行われた
16 日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年
17 10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者と
18 して認定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事
19 案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には京都府関
20 係者も含まれています。

21 国際連合においては、2003年(平成15年)以来毎年、我が国が提出している北朝
22 鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含
23 めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

24 国は2005年(平成17年)の国連総会決議を踏まえ、2006年(平成18年)6月には
25 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定
26 し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図る
27 よう努めるものとされています。

28 北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び國
29 民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

30 拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠で
31 あり、その关心と認識を深めることが重要です。

32 京都府においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心
33 に、国や市町村とも連携して、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、2014
34 年(平成26年)9月に、京都府拉致問題連絡会議を設置し、帰国実現の際ににおける
35 被害者と家族を支援する体制づくりを進めています。

36 今後も、府民の拉致問題への关心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題
37 啓発週間」を中心に、写真パネル展の開催や広報媒体を活用して周知・広報に努
38 めるなど、国や市町村とも連携し、広く府民に対する啓発活動を推進します。

1 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかる課題

3 新型コロナウイルス感染症による人権問題

4 (現状と課題)

5 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、憶測によるデマや誤った情報の拡
6 散、大学や個人への誹謗中傷や心ない書き込み、営業自粛等に従わない事業者等
7 への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が見受けられ、全国的に医療・福
8 祉従事者等に対する偏見や差別が拡がっているとの指摘もされているところで
9 す。こうした行為は人格や尊厳を不当に侵すだけでなく、感染が疑われる症状の
10 ある方が医療機関や保健所等に届け出ることを躊躇され、更なる感染拡大につな
11 がるおそれもあります。

12 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の患者等については、「感染
13 症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、「国及び地方公共
14 団体は、人権を尊重しなければならない」、「国民は、感染症に関する正しい
15 知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者な
16 どの人権が損なわれることがないようにしなければならない」と規定するとともに、
17 厚生労働大臣及び都道府県知事は、「感染症の予防及び治療に必要な情報を
18 新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければな
19 らない」とされています。

20 外国籍府民には、国、都道府県、市町村等から感染情報のほか各種支援情報等
21 が隨時発信されているところですが、日本語のわからない外国籍府民には十分伝
22 わらず、必要な支援を受けられない可能性があります。

24 (取組の方向)

25 京都府では、これまで府民だよりやホームページ、新聞など様々な媒体を用いて
26 府民への呼びかけを行い、憶測やデマに惑わされず、正確な情報に基づき冷静
27 に行動することなどの啓発を行っています。

28 また、SNSなどのインターネット上での差別や誹謗中傷等に対して、「インターネット
29 府民講座」を開催し、インターネット等の正しい理解やネットリテラシーに関する教育・啓発を行なっていきます。

31 医療現場では、患者のプライバシー保護の観点から、個人が特定されることが
32 ないよう配慮しつつ、ケースに応じ、感染拡大防止に必要な情報に限定して公表
33 するとともに、医療従事者や患者、その家族等が不当な差別を受けないよう、正
34 しい知識の普及に努めます。

35 教育現場では、新型コロナウイルス感染症の拡大により新しい生活様式が求め
36 られていますが、一方で不確かな情報も含まれているため、正しい情報を得ると
37 ともに、不安や恐れから差別や偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等が生じないように
38 教育を進めていく必要があります。

39 外国籍府民には、必要な情報が確実に届くよう、多言語での情報発信、関係機
40 關への周知等を引き続きしていくとともに、市町村、国際化協会、地域日本語
41 教室等と連携しながら、生活支援に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症に関する人権課題はこれにとどまるものではありません。社会情勢の変化に伴い、即座に府民に寄添った取組が求められるものであり、関係部局が協力・連携して必要な施策に取り組んでいきます。

インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNSなどさまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

2002年(平成14年)に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)※」では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等※に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されています。

京都府では、2016年度(平成28年度)に、行政機関や青少年団体、関係事業者等を構成員とする「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」を設置し、インターネットを利用する機会の多い青少年が被害やトラブルにあって安心して快適に利用できる環境づくりを進めてきたところです。

また、2017年(平成29年)より青少年ネット被害相談窓口を設置し、青少年やその保護者などからの相談に対応しているほか、インターネット被害等に係るインターネットやSNSでのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請につなげるため、「ネットいじめ通報サイト」を開設し、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールを行っていますが、外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、府民が安心してインターネットを利用できるよう、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

さらに、SNSなどのインターネット上の差別や誹謗中傷等について、京都府立大学と連携してインターネットモニタリングを実施しています。

【取組の方向】

(教育・啓発の推進)

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー(流通する情報を活用する能力)の向上を図り、府民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続き、フィルタリング(利用制限)サービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発や府、市町村、関係機関と連携し、府内各地域で「インターネットと

人権に関する府民講座」を開催し、引き続き家庭や地域でのインターネットの適切な利用についての啓発を推進します。

(悪質な情報発信への対応等)

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、特に人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、府内市町村や他都府県と連携し法務省に対し削除要請を行っていきます。

また、引き続き、「ネットいじめ通報サイト」の運営や学校ネットパトロール等の取組により、SNS等でのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請を行っていきます。

さらに、警察や法務局、市町村等とより連携を強める中で、青少年とその保護者を対象として設置したネットトラブル相談や、被害者の対応にあたって、より効果的な助言等ができるよう取り組みます。

個人情報の保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれがあります。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるのですが、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

また、「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

【取組の方向】

(適正な取扱い)

京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

(身元調査の防止)

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかる極めて深刻な問題であり、府民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、府民や関係者への啓発を推進します。

2011年(平成23年)から2012年(平成24年)にかけて、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が

1 発生したことから、「事前登録型本人通知制度」が府内全市町村で導入されており、この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けて今後とも引き続き市町村を支援していきます。

5 安心して働く職場環境の推進

6 【現状と課題】

7 やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働く職場環境を整えることが必要ですが、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いいる企業の存在が社会問題化しています。

8 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章※」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

9 京都府では、ハラスメント対策に取り組むほか、「輝く女性応援京都会議」のもと、「京都女性活躍応援計画」を策定し、京都労働局・京都府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、オール京都で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を推進しています。

27 【取組の方向】

28 (ワーク・ライフ・バランスの取組)

29 「京都女性活躍応援計画」に基づき、オール京都で一丸となって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を推進します。

30 取組に当たっては、企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、長時間労働の是正などの働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を進めます。

35 (ハラスメント対策)

36 パワーハラスメントやマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府では、府内企業の経営者や管理職等に対する研修やセミナーによる意識啓発とともに、就労環境の改善などを助言する「アドバイザー」派遣等の支援を行います。

37 一方で、被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスを行うとともに、法令違反の場合には権限を持つ労働局や労働基準監督署などの解決機関へ誘導します。

1
2 (就労環境の改善)

3 長時間・過重労働や賃金不払残業を強いるなどの違法行為が疑われる場合には、
4 調査監督権限のある労働局に連絡の上、連携してコンプライアンス（法令順守）
5 の徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取り組みます。

6 また、労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業
7 生活における自らの権利を守ることができるよう、学校教育の各段階に応じた労
8 働教育の充実を図るとともに、京都府ホームページ等で労働関係法を分かりやす
9 く解説するなどの周知・啓発を強化します。

10
11 **自殺対策の推進**

12 【現状と課題】

13 府内の自殺死亡率は、全国的にみて比較的低い状況ですが、それでもなお多くの
14 の人が自ら命を絶っている状況にあります。

15 自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での
16 人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐ
17 ことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。
18

19 自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、
20 がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの
21 人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報
22 発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

23 こうしたことから、京都府自殺対策に関する条例を2015年(平成27年)3月に制
24 定（同年4月1日施行）し、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得
25 るものであるという認識に立ち、市町村、関係団体、府民等オール京都体制で自
26 殺対策を推進します。
27

28 【取組の方向】

29 (総合的な自殺対策の推進)

30 京都府自殺対策に関する条例に基づき、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、全ての
31 府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合
32 的かつ計画的に自殺対策を推進します。

33
34 (人材の確保、養成)

35 悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る
36 ゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施します。

37
38 (相談その他の支援の提供体制の充実)

39 市町村や関係団体等との連携のもとに、自殺の原因となり得る問題に対する早
40 期の相談、支援体制や自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の
41 充実とともに、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を行うために必
42 要な施策を実施します。

1 (啓発の推進)

2 京都いのちの日（毎年3月1日）を初日とする3月の自殺対策強化月間に府民
3 の理解促進、自殺予防の取組等を集中的に実施します。

5 **災害時の配慮**

6 【現状と課題】

7 体育館などの一般避難所に指定されている施設は本来の利用目的に沿って設
8 計されているため、高齢者や障害のある人などの災害要配慮者の方々が長期の生
9 活をする場として適していません。

10 そこで、一般避難所をバリアフリー化するだけでなく、「要配慮者相談窓口」
11 や「静養室」、「授乳室」、「ベッドコーナー」、「補助犬コーナー」などを設
12 置し、要配慮者の方を含めすべての方が安心して避難できる環境とするためのユ
13 ニバーサルデザイン化が必要となります。

14 (2011年) 平成23年の東日本大震災では、ユニバーサルデザイン化がされてい
15 ない一般避難所で長期の生活を余儀なくされた要配慮者が体調を崩す、又は悪化
16 し、死に至るという災害関連死が多発しました。

17 災害発生直前までは健康だった方も、怪我や避難所での生活が長期間続くこと
18 で要配慮者になることもあります。

19 (2016年) 平成28年4月の熊本・大分地震では要配慮者の方が、一般避難所の
20 ユニバーサルデザイン化が進んでないことから、倒壊寸前の自宅や、車中泊によ
21 り避難生活を送る事例や、指定の福祉避難所に住民が殺到したことで、福祉避難
22 所としての本来の役割を發揮することができない事案が発生しました。

23 さらに新型コロナウイルス感染症対策として、避難所の環境整備や、住民が指
24 定緊急避難所に殺到しないように、ホテルや旅館等の民間施設を活用するなど、
25 避難先の分散化が重要です。

26 このような状況を防ぐためにも、一般避難所のユニバーサルデザイン化を推進
27 し、要配慮者を含め、すべての方が安心して過ごすことのできる避難所の整備が
28 重要です。

29 ハード面での整備が進んでいない一般避難所でも、少しの配慮があれば要配慮
30 者の負担は大きく軽減することができます。

31 頻発し激甚化する風水害等に備え、府内市町村と連携のもと、今一度地域毎の
32 危険性を地域全体で共有したうえで、消防団員や自主防災組織等を中心に、地域
33 で適時的確に避難を促す人材を養成するとともに、障害者や高齢者等の災害時要
34 配慮者も含めた避難の実効性を確保する必要があります。

35 京都府では、非常時専任職員として担当市町村へ参集する仕組みを構築してい
36 るほか、災害復旧・被災者支援等を行う被災地緊急サポートチームを制度化し、
37 災害時応急対応業務マニュアルを策定することでさらなる充実化を図っています。

41 【取組の方向】

いざという災害に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えることはもちろん、ソフト面（人材の養成）にも取り組み、要配慮者を含むすべての方が安心して過ごすことができる避難所の体制整備を推進します。

要配慮者の避難を円滑に行うため、市町村における個別避難計画の作成を促進します。

避難所等の生活支援のため、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティアを養成するとともに、在宅の高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBT等へのきめ細やかな配慮がなされるよう市町村と連携して対応を進めます。

市町村災害ボランティアセンターの充実に向けて、府災害ボランティアセンターの初動支援チームの養成及び訓練を実施するなど、体制を強化します。

また、水害時等に円滑に住民が避難できるよう、府内全市町村の水害等避難行動タイムラインのモデル策定を支援します。また、災害時に適時的確に避難を促す災害時声掛け人材を養成するとともに、消防団員や自主防災組織が中心となり地域で災害時要配慮者への対応を含めた各種避難訓練に取り組む災害時避難行動円滑化事業を実施します。

今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴いさまざまな人権問題が顕在化することも想定されます。京都府としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取組を推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進

京都府においては、前章で掲げた同和問題などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にした取組を推進することとしています。

人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、府民それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を大切にするのと同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができることとなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下の平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取組を進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

1 なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあるこ
2 とから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々
3 の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

4 **1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進**

6 (1) 保育所・幼稚園・認定こども園

7 【現状と課題】

8 保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な
9 場であることから、保育所保育指針※、幼稚園教育要領※、幼保連携型認定こ
10 も園教育・保育要領※に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを
11 大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

12 保育所・幼稚園・認定こども園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼
13 児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする
14 心をはぐくむことが必要です。子ども・子育て支援新制度※の施行に伴い、保育
15 現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携
16 わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、
17 人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

19 【取組の方向】

20 他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや
21 思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、
22 遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

23 すべての職員が、自ら高い人権意識を持ち実践することができるよう、研修
24 を通して人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組みま
25 す。

26 (2) 学校

27 【現状と課題】

28 学校（幼稚園を除く。以下この項において同じ。）においては、「学習指導要
29 領※」や「京都府教育振興プラン※」等に基づき、家庭・地域社会との連携や校
30 種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。

31 また、府教育委員会では、児童生徒の発達の段階を踏まえて、小学校・中学校・
32 高等学校を見通した体系的な人権学習が実施できるように、2005年度(平成17年
33 度)から人権学習資料集や実践事例集を年次計画的に作成し、教材や資料の整備
34 を図ってきました。

35 そのような中で、府民調査では、効果的な人権啓発手法に役立つもの、人権が
36 尊重される社会づくりに向けて必要な施策の両面において、学校における人権教育
37 がもっとも重要視されているという結果になっています。

38 また、社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多
39 様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的
40 知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必
41 要になっています。

これらのことと踏まえて、子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要です。その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえその継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学校教育を巡る今日的状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。

また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めることが重要です。さらに、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、同和問題などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成するための教材の開発と共有が必要です。

私立小・中・高等学校及び専修・各種学校に対しても、人権教育の推進に資する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援するとともに、大学等についても、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、幅広い人権教育を一層促進することが必要です。

【取組の方向】

(就修学の保障と希望進路の実現)

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

また、教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」※、関係機関等と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応できるように取り組みます。

(学習内容・指導方法)

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備し、積極的に活用して、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

さらに、道徳教育や「法やルールに関する教育」、「いのちを考える教育」等と効果的に関連づけながら人権教育に取り組みます。

(研究実践成果の活用)

人権教育の指導内容・方法の改善を図るために、学校において人権教育の研究実践を深め、成果を府内の各学校に波及させるよう取り組みます。

個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、教科の学習と特別活動における人権学習の連動などの優れた実践を学校間で共有するための教材の作成などを通じて、人権教育の一層の充実を図ります。

1 (主体的活動や体験活動の実施)

2 社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意
3 欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

4 家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己
5 有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の機会の充実に取り組みます。

6

7 (教育環境の整備と研修の深化)

8 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、
9 生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学
10 校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根
11 絶に向けた取組を徹底します。

12 社会状況の変化を踏まえた学校における研修の推進に資するための教材等の
13 作成に努めるとともに、京都府総合教育センター※において、体系的・計画的な
14 人権教育講座を実施します。

15 私立学校等においても、人権教育が積極的に推進されるよう要請するとともに、
16 人権教育関係資料の提供などを通して支援します。

17

(3) 地域社会

18 【現状と課題】

19 地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、さ
20 まざまな人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに人権意識の高揚
21 を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な
22 人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、
23 誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

24 地域社会には、同和問題などさまざまな人権問題が存在し、また社会状況の急
25 激な変化に伴い、人権に関する新たな問題が顕在化してきています。そのような、
26 地域社会の中で、あらゆる機会や場を通じて、自分と同じように他人も大切にする
27 という態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていく
28 ことが求められています。

29 地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に
30 応じた学習機会の提供が必要です。また、府民調査では、人権啓発に関する研修会
31 やイベント等に参加したことがある人ほど、人権に関する意識が高くなっている
32 ということを踏まえて、地域における人権学習の機会を増やす必要があります。

33 さらに、さまざまな人権問題の解決に向けて学習活動を実施する上で、社会教
34 育関係職員及び指導者の資質の向上を図ることが必要です。

35 また、生涯の各時期に応じてあらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進
36 めるために学習教材の整備や、社会性や人間性を育んだり人権尊重の心を培う機
37 会として多様な体験活動等の機会が必要です。

38

39 【取組の方向】

40 (学習機会の提供)

1 同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、市町村
2 の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点として、人権
3 に関する多様な学習機会の提供を支援します。

4

5 (指導者の資質の向上)

6 社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題についての理解と認識を深めると
7 ともに、府内の各地域における取組の交流等を通じて研修の内容・方法の工夫・
8 改善を進めるなど、社会教育関係指導者の資質向上のための研修の充実を図ります。
9

10

11 (学習教材の作成・整備)

12 生涯の各時期に応じて、PTA等の各種団体において人権学習を充実させるため、
13 人権問題に関する視聴覚ライブラリーの充実に努めるとともに、参加型学習を取り
14 入れた学習資料の作成に取り組みます。

15

16 (多様な体験活動の実施)

17 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、
18 ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実
19 を図ります。

20

21 (4) 家庭

22 【現状と課題】

23 家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

24 一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

25 また、核家族化による家族構成の変化や都市化による地域とのつながりの希薄化等の影響を受けて、保護者が身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、ひとり親家庭の増加や貧困など、家庭教育を行う上で困難な条件がいくつも指摘されています。

26 そうした中で、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待に繋がるといった人権侵害に当たる事案が増加しています。

27 これらの現状を踏まえ、家庭において、日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりの推進等により家庭教育を支援する必要があります。また、地域や学校等さまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

28

29 【取組の方向】

30 (家庭支援や学習機会の充実)

1 子育てに不安や悩みを抱きながらも、身近に相談する相手がいない等の理由で
2 孤立している保護者等が身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくり
3 を推進します。

4 すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保
5 護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供に取り組みます。
6

7 (相談事業、相談体制の充実)

8 子育てや家庭教育について、電話相談、メール相談、来所・巡回相談など相談
9 事業や相談体制の充実を図ります。

10 家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭問
11 題に関する総合的な相談機関である京都府家庭支援総合センターをはじめ、児童
12 相談所等の機関の専門性を生かし、学校や市町村、民生児童委員等福祉関係機関
13 との連携をより一層強め、相談活動機能の充実を図ります。
14

15 (関係職員の資質の向上)

16 これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上
17 を図り、家庭教育を支援する機能の強化に努めます。
18

20 (5) 企業・職場

21 【現状と課題】

22 企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活
23 動や、それによって生み出される製品やコンテンツ（創作物の中身）等を通じ、
24 府民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の
25 構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重要な役割
26 を担っています。

27 京都府は、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題
28 についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その
29 解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員等を対象
30 とした人権啓発の研修会等を行っているほか、公正な採用の推進を図るために啓
31 発を行っています。

32 さらに、京都市、京都地方法務局などの行政機関と共に構成する京都人権啓発
33 行政連絡協議会※においても、企業内の同和問題などさまざまな人権問題の解決
34 を図るため、企業の役職員等に対する研修を実施するとともに、採用時や職場内
35 の人権侵害を防止するため、企業内人権啓発推進員※の設置を推進しています。

36 また、企業・職場が実施する研修会等については、さまざまな人権問題をテー
37 マとして手法も工夫しながら取組が推進され、関係団体を通じた効果的な人権啓
38 発活動の実践に着実に成果を上げてきており、今後も一層の取組を続けていくこ
39 ことが重要です。

40 各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会
41 経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立する
42 ことが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や企業活

動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理のほか、我が国をはじめ、事業展開する世界各地の状況に応じた人権への配慮が必要です。

勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、経営環境が厳しい中でも、雇用・労働条件※や労働安全衛生※などが低下することのないよう配慮することが重要であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。

一方で、採用面接時に不適切な質問を行う事例が発生するなどしており、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を徹底していく必要があります。

【取組の方向】

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援に努めます。

京都府においても、雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行います。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進します。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援を行います。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合型の研修が実施しにくい状況の下、WEBで研修が受講できるよう、「京都ジョブパークオンラインセミナー」を開設し、自社での研修が難しい中小企業などに向けて、研修動画の配信を行っています。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、withコロナ社会においても、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

また、法律家、議会関係者等 に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力に努めることとします。

なお、このほか、国の基本計画においては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員、入国管理関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官等を人権にかかわりの深い職業に従事する者とし、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めることとされています。

1 (1) 教職員・社会教育関係職員

2 【現状と課題】

3 学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重し
4 て子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識
5 の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権
6 感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不
7 可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取
8 組や教職員研修を徹底することが必要です。

9 また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多寡にかかわらず高
10 い人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた
11 成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理
12 面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが
13 必要です。

14 地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地
15 域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図る
16 ことが必要です。

17 さらに、社会状況の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、
18 教職員・社会教育関係職員がそれらに適切に対応できるように、研修を深めるこ
19 とが必要です。

20 特に新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した人、外国人、感染者、
21 濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族等の人権侵害防止
22 に向けた研修の実施が必要です。

25 【取組の方向】

26 (教職員の資質向上)

27 各学校における教職員研修を日常的・系統的に推進するとともに、教職員の主
28 体的な研修を促進します。そこで、子どもへの深い愛情や教育への使命感とともに、人権
29 に関する知的理解を深め、確かな人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうと行動する人権意識を高め、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けた実
30 践的な指導力を向上させる校内研修を実施するための研修用ハンドブック・指導
31 資料等の作成・配布や積極的な活用を推進します。いじめの未然防止・早期発見・
32 早期対応や体罰の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、組織的
33 に教育活動に取り組む意識の醸成を図ります。

35 また、京都府総合教育センターにおける体系的・計画的な人権教育の研修講座
36 を実施し、特に初任期にある教職員に対する研修機会・内容の充実を図るとともに、教職員のライフステージに応じた研修を推進します。また、大学等教育機関
37 への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成するとともに、大学等での教員養成段階からの人権教育の充実を支援します。

39 さらに、今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修や
40 現地での研修を通じて、認識を深め視野を広げるような機会の充実を図っていき
41 ます。

1 また、さまざまな人権問題の実態に適切に対応できるように、スクールカウン
2 セラー・「まなび・生活アドバイザー」などの専門家との協働や専門家による研
3 修などを通じて、教職員の力量を高め、資質の向上を図ります。

4 私立幼稚園・小・中・高等学校、専修・各種学校、大学等の教職員についても、
5 人権意識の高揚が図られるよう要請するとともに、私立学校教職員に対する人権
6 教育資料の提供や人権研修の実施、府立の大学教職員に対する人権研修を行いま
7 す。

8

9 (社会教育関係職員の資質向上)

10 地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備え
11 た指導者として資質向上を図るための研修の一層の充実を図ります。

12 研修会等において、府内各地域における人権に関する課題解決の方策等を交流
13 し、職員が互いに学ぶ取組を推進します。

14

15 (2) 医療関係者

16

【現状と課題】

17 医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセント（説
18 明と同意）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整
19 備が必要です。

20 医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバ
21 シーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療
22 を提供することが求められています。

23 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士※等が所属する各
24 医療関係団体において、人権意識の高揚に向けた取組が行われているほか、機会
25 をとらえ人権に配慮した対応の必要性について啓発しています。

26

【取組の方向】

27 患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームド
28 コンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の高揚を図るため、医療
29 従事者を養成する学校や養成所、医師会等の医療関係団体における人権教育が推
30 進されるよう講師派遣をするとともに、人権教育・啓発の充実について指導・要
31 請を行うほか、京都府が実施する研修への参加も促しています。

32 また、京都府医療安全支援センターにおいて、医療相談、医療相談事例の収集、
33 分析及び情報提供等を行うとともに、患者や家族の人権に配慮した丁寧な対応を
34 行うよう医療機関に指導を行う等、人権意識の高揚、充実を図っていきます。

35

36 (3) 保健福祉関係者

37

【現状と課題】

38 住民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接す
39 る機会の多い保育士や生活保護ケースワーカー※、民生委員・児童委員※、社会
40 福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研
41 修を行っています。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所、研修機関においては、人権尊重の意識や態度の形成を目的とした教育が行われています。

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められます。

【取組の方向】

社会福祉施設等における高齢者や障害のある人に対する虐待事案が発生していることも踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援します。

保健福祉関係者を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実について指導・要請していきます。

(4) 消防職員

【現状と課題】

市町村消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、その任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があり、市町村消防職員の人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させが必要です。

【取組の方向】

消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を修得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うため、府立消防学校の課程で人権に関する講義を行っていきます。

(5) 警察職員

【現状と課題】

警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務を有しており、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付けることが重要です。

警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、職務倫理教養の推進、適切な府民応接活動の強化をはじめとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配意に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練の充実が強く求められています。

【取組の方向】

適切な府民応接をはじめとした捜査活動、被害者支援等のあらゆる警察活動の推進に当たって、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行えるよう、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う社会情勢の変化に適応した教養環境を整備し、

職場や警察学校における職務倫理等の教養の機会を通じて、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育訓練の充実に取り組みます。

(6) 公務員

【現状と課題】

公務員には、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、特に、社会・経済情勢の急速な変化の中で顕在化・複雑化している人権に関するさまざまな課題を的確に捉え、これらについて、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる職員の育成を図ることが必要です。そのため、人権尊重の理念や同和問題などさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に主体的に取り組む人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることを基本目標として職員研修を実施しています。

【取組の方向】

府職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。

各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、地域社会においても同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる府職員の育成に取り組みます。

また、府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画の周知・徹底を図ります。

さらに、府内市町村の職員に対しても、地域におけるさまざまな人権問題の身近な指導者として活躍できるよう、指導者養成研修会等を実施するとともに、withコロナ社会に即した研修（オンデマンド視聴による研修等）を実施し、今後も積極的に各種情報の提供を行い、市町村職員の人権意識の高揚を支援します。

(7) メディア関係者等

【現状と課題】

メディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。近年では、インターネットの普及によりソーシャルメディア発信者もメディアに含まれる例があります。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者や発信者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道・情報発信等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

なお、国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第3フェーズ（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））において、ジャーナリストやメディア関係者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進保護における役割に光を

1 当て、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調することとされました。
2
3
4

5 【取組の方向】
6

7 京都府では、府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア
8 関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報
9 発信等が行われるよう促します。

10 **3 指導者の養成**
11

12 人権教育・啓発を効果的に推進するためには、府民の身近なところで、人権教育
13 啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

14 今後とも、指導者研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、
15 指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する
16 継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

17 **4 人権教育・啓発資料等の整備**
18

19 人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料
20 等が必要です。京都府では、いわゆる人権三法にかかる啓発パンフレット「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり
21 条例【心のバリアフリーブック】」「言語として手話の普及を進めるとともに聞
22 こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例【聞こえのバリアフリ
23 ーブック】」、「ヘイトスピーチと人権」、「同和問題と人権」等の冊子を独自
24 に作成しました。

25 今後とも、これまで取り組んできた実践的な人権に関する学習活動の成果を
26 踏まえて、対象者の発達の段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発
27 資料等の開発に取り組みます。

28 学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、専門的な研究や、国際社会における
29 成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習
30 や世間體などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまで育
31 まれてきた伝統や文化等を踏まながら自分の課題として考えることを促したり、
32 人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心
33 を呼び起こすなどの創意工夫を凝らします。

34
35 **5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施**
36

37 人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、さまざまな立場の人を対象とするものであることから、対象者の
38 理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していくことが必要
39 です。

40 人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であること
41 から、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等社会の

すべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、対象となる府民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のさまざまなメディアを積極的に活用していきます。

2017年（平成29年）3月に、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を開設し、府民の方が人権に関する啓発資料や情報をインターネットからアクセスできる環境整備を行い、今後は、withコロナ社会における研修用動画コンテンツの制作や更なる資材の充実を図ります。

また、憲法週間※（5月1～7日）、人権強調月間※（8月）及び人権週間※（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取組を行うほか、人権啓発イメージソング※の活用や各種イベント等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールやワークショップ※、各種の体験研修、人権啓発イベントにおけるNPO等との協働や、インターネットを活用した動画コンテンツによる啓発など）を積極的に取り入れ、府民が身近な問題として親しみの持てる内容となるよう工夫します。

6 調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、最新の調査・研究の成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている（公財）世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に取り組みます。

今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外のさまざまな取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、（公財）世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されるよう、研究機関の独立性に配慮しながら要請していきます。

7 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、府民が人権問題に直面した際に、市町村等との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、相談を通じて、実際に発生している状況を把握し、そうしたことも踏まえて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

京都府では、生活相談、法律相談、各種制度に関する相談など、さまざまな相談窓口を設け、府民からの相談に対応していますが、人権三法が規定する相談体制の充実を図るため、2017年（平成29年）7月に「人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキューチーム）」を設置し、京都弁護士会と連携した人権侵害に関する法律相談を開始しました。

その他、各市町村の区域を越える人権問題などの発生時において、府民が適切なサービスを受けられる体制を整えるという観点から、府の人権にかかわるさまざまな相談機関等によるネットワークをさらに強化していきます。また、法務局等の国の機関、人権擁護委員※や市町村職員も対象とし、相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会を実施することなどにより、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。

また、人権問題が多様化・複雑化している中で、京都府内の人権相談窓口を個別に掲載したリーフレット「京都府人権相談窓口」の作成や、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を開設し、相談窓口の情報のほか人権に関する知識や研修に役立つ情報を掲載するとともに、新聞、テレビ、ラジオなどのさまざまなメディアを活用し、京都府及び関係する専門相談機関の一層の周知を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 京都府における推進体制

京都府における全庁的な組織として京都府人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、施策を実行する府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村等の公共団体のみならず、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議※」や府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」、京都地方法務局を中心に京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発活動を展開しています。

住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、市町村と連携した効果的な啓発活動を推進します。

NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例※」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に取り組むとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していくよう連携を推進します。

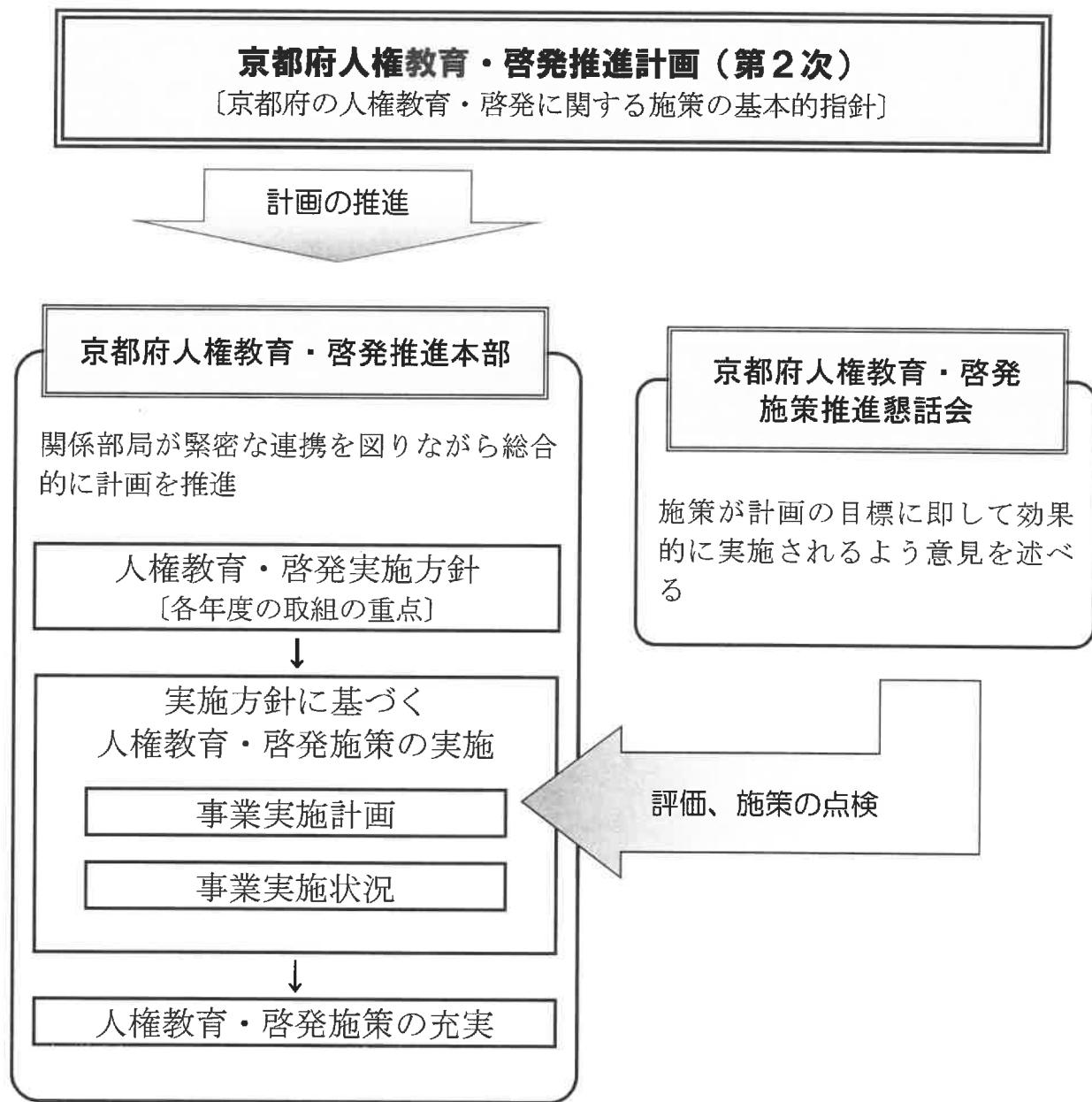
2 計画に基づく施策の点検・評価計画の推進体制

この計画を実現するためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く府民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての府民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、外部の有識者により構成する京都府人権教育・啓発施策推進懇話会において、評価を得ること等により施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

1 計画に基づく取組推進のイメージ

2



3

4

5

6

7

8